

第二十二回国 参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和三十年六月十六日(木曜日)午前十一時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川甚五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君
森下 政一君

委員

岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
宮澤 亨一君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
野溝 勝君
中川 幸平君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

本日の會議に付した案件

- 連合審査会開会の件
- 接収貴金屬等の處理に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(青木一男君) これより大蔵委員会を開きます。

まず連合審査会に関する件についてお諮りいたします。目下内閣委員会において審議中の本院議員千葉信君外五十二名発議にかかる国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。本案は、その付則において、所得税法を改正し、石炭手当、薪炭手当等の所得を非課税とする措置を講じようとしており、本委員会の所管事項と密接な関係がございますので、昨日理事會において協議いたしました。連合審査会の開会を申し入れることを申し合せたのであります。右申し合せの通り、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決しました。

なお連合審査会の日時等は委員長に御一任をお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 次に接収貴金屬等の處理に関する法律案(予備審査)を議題とし、政府より提案理由の説明を求めるところにいたします。

閣する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、連合軍占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等を接収したのであります。平和条約の発効と同時に、これらの貴金屬等を日本政府に引き渡しました。政府といたしましては、さきに接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律によって、貴金屬等を接収された者から必要の報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合軍占領軍から引き渡された貴金屬等の現品調査を実施し、その状況も明らかになりました。たので、今回、これら接収貴金屬等について、返還その他必要な處理をいたしますため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金屬等の被接収者は、法律施行の日から五カ月以内に、大蔵大臣に対し、その接収された貴金屬等の返還を請求することとし、被接収者が右の請求をしない場合には、接収された貴金屬等の所有者が、法律施行の日から、七カ月以内に、請求を行うことを認める等、返還請求の手續を定めることといたしました。

第二に、この返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、当該貴金屬等の種類、形状、品位及び個数又は総重量を証拠によつて認定することとし、認定された貴金屬等につきましては、それが政府の保管貴金屬等のうちで特定する場合には、そのものを返還し、特定しない場合には、各貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度と、各貴金屬等が変形されている、あるいは、その代替がある可能性に応じて、残余の保管貴金屬等を接収貴金屬等の個数又は評価額の割合により按分して返還することといたしました。

第三に、接収貴金屬等のうちには、交易營団、社団法人中央物資活用協會または社団法人金銀運送協會が、戦時中、政府の金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託により、民間から回収したものを、金銀配給統制株式会社が、政府の指示に基づいて、交易營団又は中央物資活用協會から配給のため買入れたもの、金銀運營會が、戦時中、旧日本占領地域における通貨価値の維持の目的をもつて、政府の指示に基づき、金製品を輸出したものが、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧軍等から支給をうけて、戦時中又は終戦後に所有するに至つたものがありますが、これらは、すべて国に帰属させることに、これらの者が右貴金屬等を取得し、又は加工した際の代金、手数料等をそれぞれ各団体等に交付することといたしました。

第四に、以上の認定、返還その他の重要事項の處理に万全を期するため、大蔵省に接収貴金屬等處理審議會を設けることといたしました。はか、認定等

に対する不服の申立、虚偽の請求に対する罰則等所要の規定を設けることといたしました。なお、国に返還された貴金屬等で一般會計に所屬するもの及び国に歸属した貴金屬等については、国有財産法の一部を改正いたしました。国有財産とすることいたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ、御審議の上、ごみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 本案の補足説明及び質疑は次回に譲りまして、この際、証券取引法の一部を改正する法律案及び証券投資信託法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑を行います。なお大蔵大臣はなるべく早く本委員会に出席するはずでございます。

○平林剛君 証券取引法の一部を改正する法律案について、二、三点お尋ねしておきたいと思つております。

今回の法律案によりまして、「証券金融会社は、資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならない」という工合に、自己資本の増加をこの法律で規定しておられるのであります。しかも現在の証券金融会社の資本を見ても、非常に小額な資本の会社が多い。これを、この法律では、六カ月間の期間を設けて、その間にこの法律の目的とするところに持つていくように書かれてあるわけでありまして、もしこの六カ月以内に証券金融会社が五千

万円以上の株式会社にならなかつたよ
うな場合には、どういふ措置を
とるのか。

○政府委員(阪田泰二君) たいま御
指摘のように、今回は最低の資本金を
五千万円といふにきめましたので
すが、現在の各取引所にございませ
んが、証券金融会社の中で、二社
だけは五千万円以下の資本のも
のがございませぬ。この二社につ
きまして御指示のような問題が
生ずるわけであります、やはり
これは期限内に増資をする、ある
いは他の証券金融会社と一緒に
なつてやる、そういう意味で法定
資本に達するといふような措置を
とらなければならぬといふような
措置を講じて、まあその期限内
にそういうふうな資格を備えるこ
とがでせぬといふことになりませ
ぬ。これはやはりこの法律に基
く証券金融会社といふよりな
ものでなかつたかもしれません
けれども、結局、合併なり合同
なりといふようなことを促進さ
せていくことに結果的になるの
じやないですか。この法律を作
る時にその証券会社とは話し
合つたことがございませぬか。
○政府委員(阪田泰二君) 私ども
の役所の方から、その証券金融

に、合併を奨励するとか話を
するといふことは、現在までの
ところはない。ただ証券金融
会社相互間におきまして、私
どももたまたま聞いておる
わけでありませぬが、多少
少いといふことがございませ
ぬ。個々に話をいたしてお
る事実も多少あるといふ
こと。お説のように大体これ
ら、今度の新しい法定資本
以下になります。今度につ
きましては、これは資本金を
ふやすといふこともなかつた
といふこと。また現在の業務
の分量なり、収益の状況、
内容等からいいます、ただ
資本金をふやすといふこと
自体がむづかしいのであり
ます。資本金をふやして
も、かたがた根本的にある
わけでありませぬ。かたが
た、お説のように、この
会社相互間で話をし、合同
といふふうに行くと、公算
が非常に多いといふので、
私どもは考えておるわけ
であります。○平林剛君 あ
とは大蔵大臣に質問する
ことにして、これでやめて
おきます。

○菊川孝夫君 今度のこの証券
取引法の一部改正の主要
点は、何といつても第五
章の証券金融会社だと、
こう思ふのですが、今日
までこの証券金融会社
といふのは、こつぱり
と法律に示されてなかつた
わけですが、どの法律に
基いて各取引所に証券
金融会社があるのか。
○政府委員(阪田泰二君) 従
来の証券金融会社、これ
は各取引所ごとにおきま
す。それ以外に、こつぱり
と法律に示されてなかつた
わけでありませぬ。ま
あ、しいていへば、金

融業の法律の適用を受けてお
る、こつぱりといふ関係はあ
るのですが、証券金融業
といふものに對する特別
の法規は従来はなかつた
わけでありませぬ。こつぱ
りといふ会社は、結
局、コールを取り
ます。あるいは金融機
関から特別にそつぱり
の会社を作つて金融
を受け、こつぱり
の形で自然に各取引
所ごとにおきま
す。

○菊川孝夫君 この証券金融
会社といふのは、金融業
といふ普通の町の金
貸しと同じことな
んです。あなたの御
説明によると、こ
れは信用取引をや
るために必要
な条件といふこと
で、切つても切
れない関係にある
会社だと思ふので
す。この前の証券
取引法の改正の際
に当然これは考
えられなければ
ならぬ問題だと思
ふので、今にわか
に今度あらため
て第五章の証券
金融会社といふ
ことをはつきり
と免許制度に切
りかえた理由とい
ふのはどこにあ
るのか。この提案
理由を見ますと、
証券金融会社に
ついて適正な規
則を行ふことと
して信用取引の
円滑な運営に資
するものと、こ
つぱりといふ
理由の中に「こ
つぱりといふ
が、こつぱり
の意味ですか、
これは。

○政府委員(阪田泰二君) たい
ま御尋ねにございませぬ。証券
金融会社は証券取引所の信用
取引の運営と切つても切
れない会社でありませぬ。そ
れが金融業といふやうな形
で取り締まる格好でありませ
ぬ。今度の改正をいたした
わけでありませぬが、改
正をいたした際に、信用
取引といふものを振興する
といふことがございませぬ
か。こつぱりといふ
よりなふうに申し上げます
と多少語弊があるかもしれ
ませぬが、信用取引が適
正に円滑に行われるよう
に、この証券金融会社
に對しては十分に監督
をしていきたい。そ
ういふ結果、適切な監督
を受け運営させま
す。信用もつきま
すれば、証券金融
会社の金融力もつ
いてくる。従つて
金に行き詰まるた
めに信用取引に
限界が画される
といふやうな
問題は、これは
だんだん解消
されるといふ
ことが期待され
る。そつぱり
の意味で、市場
の振興といふ
ことは、これは
結果として考
えられると思
ふので、今証券
市場が不振
であるから、こ
つぱりといふ
ことで大いに
景気をつけよ
うといふこと
で改正する
わけでありませ
ぬ。○菊川孝夫君 次
に、今、証券
会社の方では、こ
れは意見が二
つに分れてい
るやうであり
ませぬが、清算
取引の再開
といふ問題が
やはり一番
大きな一つの
問題になつて
いるのじや
ありませんか。
証券市場、
業者間にお
いて、大蔵省
としては、こ
れを再開さ
せたいといふ
ことについて
は、業者間
においても異
論があつて
対立して
おるやう
ですけれども、
あなた
のほうでは、
させるやう
な方向で一
つ検討を
されて、そ
の第一段階
として証券
金融会社とい
ふものを、こ
つぱりといふ
やうな考
えをお持ち
であるのか。
それとも、
清算取引
といふものは
大正時代の
遺物であ
るから、こ
れはあくまで
信用取引一
本で今後堅
持していく
んだ、この
方針のもとに、
この証券
金融会社とい
ふものを
法律の上で
明文化させ
ようとする
のか、ど
つちがほん
とどのねら
いであ
りますか。
局長から
一つ事務
的な見解
を承つて
おきたい
と思ひま
す。事務
当局とし
ての見解
を。

○政府委員(阪田泰二君) お尋
ねの後、段のほうの考
えをもつていたして
おるわけでありませ
ぬ。まあ清算取引
復活といふことにつ
きまして、いろいろ
業者のほうから
要望がありませ
ぬが、私どもも考
えをいたした
わけでありませ
ぬ。やはり現在
も、実物の取引、
流通といふもの
を円滑にして、
公正な価格を形
成するといふ
ことが、この市
場に投機的な
要素を導入し
てくる、この
問題につ
きましては、
現在の信用
取引でやつ
ていきませ
ぬ。これは適
当である。過
去におきま
す清算取引
といふやう
なやり方を
取り入れま
すことは必
要はありませ
ぬし、まあ
こつぱり
といふこと
によりませ
ぬ。非常に
投機的な、
過当の投
機が行われ
る、いろいろ
弊害を生ず
るといふこ
とを私ども
としてはお
それている
わけであり
ませぬ。今
回の改正は、
従いまし
て、現在の
信用取引
といふもの
を、一そ
う円滑に
適正に行
われるよう
にしていく
、現在の
信用取引
といふもの
を、でき
るだけ改善
し、運営を
円滑にし
て、こ
のままの
形でやつ
ていきたい
、こつぱり
といふ考
えから出
発したわけ
ありませ
ぬ。

○菊川孝夫君 次に、信用
取引の信用供与率の引き
上げについてでありませ
ぬが、この前のときにも、
だいたい僕は証券取引
法の改正の際にも議論
をしたのでありませぬ
が、この前のときにも
議論をしたのでありませ
ぬ。さらにもう少しの
供与率の引き上げとい
ふことは、業者間には
繁榮策の一つとして
やかましく議論

○菊川孝夫君 次に、信用
取引の信用供与率の引き
上げについてでありませ
ぬが、この前のときにも、
だいたい僕は証券取引
法の改正の際にも議論
をしたのでありませぬ
が、この前のときにも
議論をしたのでありませ
ぬ。さらにもう少しの
供与率の引き上げとい
ふことは、業者間には
繁榮策の一つとして
やかましく議論

○菊川孝夫君 次に、信用
取引の信用供与率の引き
上げについてでありませ
ぬが、この前のときにも、
だいたい僕は証券取引
法の改正の際にも議論
をしたのでありませぬ
が、この前のときにも
議論をしたのでありませ
ぬ。さらにもう少しの
供与率の引き上げとい
ふことは、業者間には
繁榮策の一つとして
やかましく議論

されているのですが、これはやはり証券金融会社というものを一つの法律でしっかりと縛っておいて、その反面においては供与率引き上げということも考慮されているのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 信用供与率の引き上げにつきましてはいろいろ要望等もござりますが、現在の段階におきましては、現在の制限で適當である。問題としては、いろいろこれは将来の問題として研究していく必要はあると思っておりますが、現状といたしましては、これで十分であるというように考えております。

○菊川孝夫君 次に、今、証券市場は、あの証券取引法の制定された当時には、またこれは必ず下火になってくるぞというふうな、あのときにやましくあなたと議論をしたのであります。が、やはりその通りにずつと下降線を辿っておいて、夏相場を期待しておつただけけれども、夏相場は出るどころか、いよいよ夏枯れになってきたのですが、その反面において、増資が行われまして、株式が非常に多くなってきて、株数が多くなってきた。ところが大衆が出勤せない。そこに株式市場の閑散になってきた一番大きな原因があると思ふのですが、はっきり申しまして、今取引所の四大証券以外の証券会社は、いずれも経営が苦しいのじゃないか。四大証券ばかりが、どうにか投資信託があつて、これで息をついているが、この投資信託も危い。だいたいいろいろなデマも飛んでるわけですが、ますますもって、そりなつてくると大衆も警戒して出てこない。だから立っていけないから、地場の仕手筋の

暗躍によって、操作によって動かされる。そうすると、ますます危険がついて出てこないというので、一時やましくいわれた証券民主化という線とだんだん遊離していくような傾向にあると思ふのですが、これらについて一つ理財局長どういふふうな対策を考えておられるか、今のまましばらく静観していくよりしよるが、ないという考えでしよるか。

○政府委員(阪田泰二君) これはお説の通りに、ずつと証券市場は引き続いて不振をきわめていっている。これは証券市場は、そういう市場の性質として、繁閑、景気、不景気があることは当然のことです。そのほかに経済界のいろいろ機構体制が變つてくるといふことによりまして、こういう市場といふものの組織が繁榮したりまたは衰えたりする。こういう要素も十分にありと思ふ。そういうふうな全体のところを十分考えてみなければならぬので、私どもとしてはそう考えているわけでありまして、今お話のように、証券市場は不振でありまして、ことに中小証券業者といふものは非常に困つてい

るのが多いわけでありまして、さればと言つて、証券業者を救済する、証券業者に相場を与えるために市場を振興するといふことでは、これは本末転倒であります。やはりどこまでも健全な投資を育成する、市場に健全な投資を導入して、こゝろいふことを基本に、ものを考えなければならぬといふふうに、基本的には考えているわけですが、御承知のように、証券業対策といふこともそういうふうな面でお考へておるわけで、取引所法の問題も、たとえば先ほど申しましたようないろいろ

ろやかましい問題につきましても、基本的に私どもとしてはそういうふうな線をやつていかなければならぬといふふうに考へております。

○菊川孝夫君 次に角度を変えて、株式の額面一株五十円というやつを五百円にする、あるいは五百円でも何だから五千円にする、額面単位を今の貨幣価値からして、明治時代の一株五十円というよりも、もう五千円くらいにしたほうが適當じゃないかという意見もあるわけですが、これらについてはどういふお考えですか。今の通りに五十円を当分堅持していくつもりですか。

○政府委員(阪田泰二君) この件につきましては、実は商法の改正等にも関連しまして、法務省のほうでも私どものほうでもいろいろ研究いたしましたことがあるわけでありまして、まあ大蔵省の理財局の事務の考えであります。大体五千円くらいに引き上げたら適當じゃないか、いろいろ発行会社の事務が現在大へんになっているのですが、考へていたしましては、五十円といふのはあまりにも低過ぎるというふうなことから、いろいろ事務費を節約しますと、あるいは証券の取引をもう少しすつきりしたものにするとかいふようなことを考へまして、これはまあ、いろいろ関連する問題がありまして、ことに切りかえに際してのいろいろな処置の問題、ことにそういう法律で強制してまでやるということはどうか、いろいろな研究を要する問題があるわけでありまして、なお証券業者の方面からいたしまして、この五千円に引き上げる、五百円に引き上げるということにつきまして、これが証券市場、株価等にどう影響するかという判

断の問題、なかなかむずかしいと思ひますが、いろいろそういう点がございまして、現在のところまで結論に達していないわけでありまして、引き続き検討中というふうな段階でございます。

○菊川孝夫君 それではこの条文に従つて、二、三お伺いしておきたいと思ひますが、資本の額が五千万以上の株式会社でなければならぬといふふうなことにされているのですが、一体五千万円といふのは、今の証券市場の規模からして五千万円以上といふふうな切られたけれども、僕は資本の額はあまりにも少いと思ひますが、この五千万円という基準はどこから出たのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 五千万円が多過ぎるというふうな意見も、あるいは少な過ぎるという意見も、いろいろ実は私どもも聞いていたわけでありまして、まあ大体資本が多ければ多いほど信用力としては確実になるわけでありまして、現在ほかの方で、たとえば証券業者の資本を見ておると、取引所の会員になっておる証券業者の資本の額は、大体一千万円から三千万円といふような額になっておるわけでありまして、その程度の会社に対して金融をするといふ会社でありますから、大体五千万円程度が適當でないだらうかというふうなことできましましたのであります。

○森下政一君 関連して一つ伺いたいのですが、資本金五千万円以上というのは、大阪も東京も、それらの証券取引所に所属しておる金融会社、新潟、札幌なんといふものが同じように五千万円以上といふところに私はちよつと無理がありはせぬかというふうな気がするので、なぜその段階を設けることをしないのですか。私は、おのずから、証券金融会社の取引高なんといふものは非常に違ふ可能性が多いと思ひます。一律に札幌や新潟と同じように、東京、大阪が五千万円、それで妥當かといふことには、私は一つの疑問を持つのですが、それらに対してどうお考えでしよるか。

○政府委員(阪田泰二君) ただいまのお尋ねの点は、確かにそういう面があるわけでありまして、市場の規模、あるいはその借りよとする業者の規模なり、資金需要の大きさに応じて資本額も違つてくる。これはまあ妥當であると思ひます。現実におきまして、実際の資本金は、現在でもそうなつておるわけでありまして、大きいところ、東京あたりは五億圓くらいといふようなところもありませんが、實際問題として、この法律にきめる場合の措置といたしましては、現実に資本をできるだけ大きくして、資力を充実させ、基礎を強化させる、これはもちろんやるつもりであります。最低限度の資本金をきめるという意味で、先ほど申し上げましたように、いろいろそういう証券会社の資本の額等も参考にして、最低限度これだけなければ

ばならぬといふことを法律に書くこと
にしたわけでありませぬ。現実の会社の
資本金がそれぞれの市場の規模に応じ
て適正な額になり、しっかりした信用
力を持った会社でなければ、十分の企
業はできない。これは当然のことであ
ります。これは当然さういふふうにい
たしたい。法律としては最低の、ぜひこ
こまでなければならぬといふことを書
いた、こゝろいふふうにいたしましたわ
けであります。

○菊川孝夫君 次に、この証券金融会
社というのは、一体非常に危険な仕
事であるか、また非常に危険を分担し
なければならぬ仕事であるか、これは
どういふふうにあなは考へておられ
ますか。非常に危険なものであつた
ならば、これは相当これからでも申請
者はうんと出てくることだと思つた
のですが、これを見ますと、申請したも
のについては左の各号に該当する場合
を除いては免許を与へなければならぬ
といふ書いてあるのですね。だから、た
くさん申請者が出てきた場合にどう処
理しようとするのですか。「与へなけ
ればならぬ」と書いてありますね。

○政府委員(阪田泰二君) 証券金融会
社の仕事は非常に危険なといふよう
な、ほろい仕事であるといふふうに
は、私も考へておられません。しか
し、まあ大体こゝろいふ方に従つて
適正に業務を運営して参れば、間違
なく、金融機関的なものであります
から、さういふ意味においては、堅実な
やり方さえすれば十分収支も合ひし、
さういふ事業であると思つておりま
す。それで、いろいろ、それじゃたくさん
申請するものが出てくるのじゃないか

というお尋ねであります。これは御承
知のように、この法律にも書いてありま
すが、証券取引所の決済の方法と連結し
て金融を行つたのがこの仕事であります。
それで、証券取引所で行つた各取引
に従つて、貸し株、借株、あるいは借り
貸しになる総体を総括清算して、差
引残額を貸し付ける、あるいは差引の
株を貸す、こゝろいふことをいたすわけ
でありますから、一取引所についてそ
ういふものが幾つもあるわけには参
りません。その総括して清算した残額
をこの会社が処理するわけでありま
すから、幾つも会社ができるということ
は、この会社の性質としてあり得ない
わけでありませぬ。一社を認可すれば、
ほかの会社ができても、その会社
が重複して、取引所の決済機構を利用
して、さういふ仕事をするにはでき
ないわけでありませぬから、さういふよ
うな意味におきまして、一つできれば
あとはできない、こゝろいふことに相
なるわけでありませぬ。

○菊川孝夫君 しかし、あなたがさう
いふふうには解釈すればそれもできるけ
れども、二社でもつてやろうとすれば
できないことはないでしょう。絶対
できないという問題じゃないだろうと
思つておられます。それを半分ずつ負担し
てやるというので、この法律からい
けば幾つでも申請できることになつて
いるが、表面上において、一たん出てき
たら、今のをそのまま認めるという
構想だと思つておられますが、この法律を
ちよつと讀むと、五千万円以上の会社
を設立して申請する場合には断るわ
けにはいかぬとございませぬがね。

○政府委員(阪田泰二君) まあ先ほど
のお答で全然できないように申し上
げたのは、これは、やはりちよつと言
い過ぎかも知れませぬ。非常に不便を
しのんで、分担して半分ずつ貸すと
か、この分は私が貸すから、この分は
どの会社が貸すかということにすれば、
それはまあできないことはないと思
います。しかし、こゝろいふふうには総括的
に決済して、差引額を貸すという趣旨
でありますから、本来の趣旨から言つ
て、さういふふうには分担することはお
かしいのじゃないかと思つた。實際問
題としてやるものから、取引所と
契約と言ひますか、こゝろいふ仕事を引
き受けるからと約束をしてやらなけれ
ばならぬ仕事でありますから、任意の
会社が五千万円以上の資本金をもつて
やりたいと思ひましても、取引所が認
めなければ、これは、やはりさういふ
面におきましても、さういふふうな
ことは承認するはずがないのでありま
すから、できないのじゃないかと思ひま
す。

○政府委員(阪田泰二君) まあ取引所
が認めなくても、大蔵省が認められ
ばできないわけでありませぬから、これ
は何も取引所の方でまゝになるとい
うわけじゃありません。ただ實際問題と
しまして、現在やつている会社が、適
正な機構なり、資力なり、信用能力を
備へていると、それをそのまま新しい
法律に基き証券金融会社に認めても適
当であらうといふことであれば、それ
はもう当然認めることになるわけであ
ります。これは何も取引所が認めたか
ら、大蔵省がやむを得ず認める、こゝ
ろいふ関係ではないわけでありませぬ。

○菊川孝夫君 それでは次に、六ペ
ジの第五十六条の四の第四項のロの
ところで、「その取消の日以前三十日
内に当該証券金融会社の取締役であつた
者で、その取消の日から五年を経過す
るまでのものは役員になつてしま
うか、こゝろいふことになつていま
すか。三十日と言へば、大体これは
もう免許を取り消されるといふやうな
ときになつたら、これは危くなつてい
るのですから、三十日くらいになつた
らもう危いことはわかるんでせぬ。だ
から四十日前に取締役であつて、三十
日前にやめてさへいるなら一向差しつ
かえないと、こゝろいふ抜け道ができ
ると思つておられますが、これは余りにも甘過
ぎる。今の面からして、法律条文とし
て成り立つかも知れないが、常識から
考へたら、きわめて甘過ぎる制限の規
定であると思つておられますが、これにつ
いては、三十日といふふうな期限をおき
めになつたのは、どういふあなたの方
の御見解で規定を設けたのか、伺つ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(阪田泰二君) これは実は
証券金融会社等に例がありまして、
免許取り消しを受けた証券会社の取締
役がまた証券業を始めようといふやう
なときにも、やはりこゝろいふやうな制
限があるわけでありませぬ。さういふよ
うな前例を考へまして、この場合三十
日になつておられるわけです。こゝろい
ふ規定を入れましたけれども、三十
日じゃ甘いやないか、三十日以前に要
領よくやめておつた場合はどうする
かといふやうなことになるわけですが、
これは、どこで線を引くかといふこと
になりますと、よほど古いところまで
追及しなければ確実じゃないといふ問
題も起るわけでありませぬ。私どもも、
この案をいたしましては、今までの証
券業者の例があるのですから、その
程度のところではよいのじゃないかと考
へたわけでありませぬ。

○菊川孝夫君 証券会社の場合にも私
はあなたの方にお尋ねしたのですが、
大体証券会社が免許を取り消されると
いふやうなときは、大衆に迷惑をか
けておられることは、はつきりしてお
ります。自分たちだけが損をしてい
るというやうなときじゃない。必ず免許
取り消しを受けるやうな証券会社は、そ
の取り引き先である一般顧客に對して
非常な迷惑をかけておられることは、ど
こで今でも大体においてさういふこ
とになつておられます。従つて、それ
に對しては相當な懲戒規定を設けてお
くのは当然じゃないか。それに三十日
にちよつとと体裁よく身を引いてお
いたものが、また別の証券会社をこしら
へてきた場合にはそのまま認めるとい
ふのは、甘すぎるのじゃないか。この前
の証券会社のとくに私は申し上げたの

○政府委員(阪田泰二君) まあ先ほど
のお答で全然できないように申し上
げたのは、これは、やはりちよつと言
い過ぎかも知れませぬ。非常に不便を
しのんで、分担して半分ずつ貸すと
か、この分は私が貸すから、この分は
どの会社が貸すかということにすれば、
それはまあできないことはないと思
います。しかし、こゝろいふふうには総括的
に決済して、差引額を貸すという趣旨
でありますから、本来の趣旨から言つ
て、さういふふうには分担することはお
かしいのじゃないかと思つた。實際問
題としてやるものから、取引所と
契約と言ひますか、こゝろいふ仕事を引
き受けるからと約束をしてやらなけれ
ばならぬ仕事でありますから、任意の
会社が五千万円以上の資本金をもつて
やりたいと思ひましても、取引所が認
めなければ、これは、やはりさういふ
面におきましても、さういふふうな
ことは承認するはずがないのでありま
すから、できないのじゃないかと思ひま
す。

○菊川孝夫君 さうすると、實際的に
は、これは大蔵大臣の免許とか何とか
言つておられますけれども、取引所が
認めなければできないことになつて、
大蔵大臣の免許というものは、ただ形
式的な条文になつてしまふのであつ
て、現在のこの証券金融会社を一応免
許ということに切りかえるために、こ
う設けられた条文である、こゝろい
ふふうに解釈してよろしゅうございま
すか。

ですが、いや、それは考慮しますと、あなたのほうは言っておられたのですが、やはりこれが出てきているんです。

○政府委員(阪田泰二君) これは三十日で十分かどうか、考え方の問題もあるかと思いますが、証券業の実例等を見ますと、おっしゃる通りに、要領よく三十日前にやめておくというふうな例は、今まであまり実例はないわけでありまして、やはりそういうふうな左前になつてきまして引き受け手がなくなるといふことで、やはり責任者が最後まで残らざるを得ないという格好になつておられるのが大体実情だと思ひます。あまり三十日を長くしますと、いろいろ免許取り消しについて直接の責任のないもので波及して行くといふ問題があるわけでありまして、あまり長くし過ぎてきてもこれは適当じゃない。三十日が長すぎるか短かすぎるか、これは判断の問題になると思ひますが、従来もそういうことでやつておりました、大体間違いないといふことで、こういうふうなことにいたしておられるわけでありまして。

○菊川孝夫君 今までにずいぶん僕は間違ひがあると思ふのだ。そういうふうにして特に戦前に多かったと思ふのですがね。前もって、あぶななつたときは、さつと身を引いておいて、今度看板を塗りかえて出てくるという古いやり方はあり得ると思ふ。ましてや、今度われわれ実例の実例にも、二、三具体的には例をあげて申し上げてもいいと思ふのですが、そういう具体例はよその取引所にあるわけですがね。この三十日というよりなことは、きわめて甘いあなたのほうの制度だと思ふ

のすがね。これは実際は証券会社の保護、あるいは証券金融会社の保護といふのじゃなしに、それを利用するところの投資者の保護といふことを第一義的に考へなければならぬ。公共機関でありまして、ここで免許を取り消すというふうな処分を受けるようなものについては、相当過酷にわたるような政府が規定を設けておくのが当然なことだ、こういうふうな思ふのですがね。

○政府委員(阪田泰二君) どうもこの問題につきましては、非常にさかのぼりますと、先ほど申し上げましたように、直接会社が悪いことをして、免許を取り消されるという責任のない、健全にやつておつたときの取締りだが、いろいろ責任を負う、いろいろ危険がでるわけでありまして、そういうふうな意味で、三十日という期間は短かいかもしれないませんが、とにかくそういう不始末をしたときに、そのときに取締りをおつたものをいろいろふうな制限をする、その期間は三十日といふことで、結局免許取り消しの日といふのも極端でありますから、三十日といふふうには、かなり制限的に書いてあるといふようなことでありまして、あまりこれを長くいたしまして、関係のない人が連坐するといふことになつても気の毒でありますし、この程度に、規定をいたしましては、会社が取り消されたときに大体取締りであつた責任者に制限をつけるというのでありまして、それ以上のことには、やはり期間のきめ方は、非常に先ほど申し上げたように微妙なものになりますので、実際に指導上のやり方で、ほんとうに悪いやつがまた証券業なり証券金融機関に出て

くるといふことを指導上取り締つてゆくといふことにせざるを得ないのじゃないか、法律的にこれはあまり長くないたしますと、やはり反対の弊害といふものがかなり出てくるのじゃないかと、いろいろ考へておられます。

○菊川孝夫君 それでは、これは一応この辺にしておきまして、百五十六条の八、大蔵大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件については、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、理由を示し、その変更を命ずる」といふことは、これは非常に大きな大蔵大臣の権限だと思ひます。これをやられることによりまして株式市場にもすぐ響いてくる問題だと思ふのでありますけれども、この権限をただ大蔵大臣の権限にゆだねてしまつていふのは、あまり大きすぎると思ふので、これは悪く解釈しますと大蔵大臣が株式市場に非常に不当に介入するよるな危険も生じてくるのじゃないか、特に、大蔵大臣といふか、大蔵省の、あなたのような立派な理財局長のときはいいかもしらんけれども、これをまけて規定を利用して証券市場に介入するよるな危険があるのではないかと思ふのであります。具体的な、この条文が一体どういふ場合にこれを発動されるのか。こういう条文を設けられます以上、今までも例はあつたと思ふのですが、こういう場合にやるのだと

いうことを二、三具体例をもつて御説明願ひたいと思ふのです。

○政府委員(阪田泰二君) 御説のようには、この規定を乱用して、証券市場そのものに、何といひますか、大蔵大臣が干渉する、証券市場の自然の動きを左右しようといふふうな考へること、非常に不適当なことであります。そういうことは全然意図していなわけでありまして、この証券金融会社の行為、金銭や証券の貸付のやり方が不適正なために、そのために健全な傾向が市場に起り、会社として不安があるといつたような場合には、この規定によつて証券会社のやる仕事を監督して適正にやらしてゆく、こういう趣旨から出ているのであります。実例といひますと、実は先般御要求がござりまして、現在の証券金融会社につきまして多少不始末のあつた場合の例なんか出しておきました。そういうふうな場合にこれを取り締つて、そういうふうなことがあると思ひます。一般的にいひまして、市場が非常に投機的な傾向になつていふふうなときに、証券金融会社が多額に不適正な方法で取引され、そこに原因があるといふような場合に、これを取り締つていふふうな問題が、端的にいひますとあるのじゃないかと思ひます。

○菊川孝夫君 そうすると、この証券金融会社と取引所といふのは、非常に密接な切り離すことのできない二つの機構だと思ふのです。従つて取引所が自分のほうの安定をはかるために、金融会社に対して相当無理な貸付を求めるともあり得ることだと思ふので

す。このように市場不振の場合には、市場不振の挽回策として、理事長あたりは相当そういう点を考へることが予想されるのであります。そういう場合には、今度は大蔵省の方では、これは不健全だといふので介入して行くといふことになつて、大蔵省と取引所、それから証券金融会社との間に、非常に、何といひますか、まあ問題を生ずる危険が多い条文であると思ふのですけれども、たとえば一例をあげて申しますと、市場の動きが激しくなつてくると、この間までは日銀総裁が、今の市場のやり方は行き過ぎだといふような談話を発表してみたりすると、あれなんかは、ああいうことになつてくると、これは金を締めつけてくるんだらうかと思ふのですが、ああいう日銀総裁の談話なんかは特に行き過ぎだ。今の一萬田さんなんか総裁当時、証券取引所の幹部を呼びつけて、そしてあの当時聞いてみたところ、呼びつけて話したわけじゃない、懇談したのだといふ話だつたが、呼びつけていふ。新聞にそれが出ますと、与える影響といふものは、それは決して悪意でもつてやつたのではなくても、波及するところはきわめて大きいと思ふので、従つてこんな厳しい規定を入れておくといふことは、介入の危険をますます大きくするよるに思ふのですが、これに対して、はつきり具体的に、今提出された資料のような具体例があつた場合にはやるけれども、それ以外のときには、これは条文が発動してないものである、こういうことであるかどうか、一つこの際明らかにしておいていただきたいと思ふのです。今

す。このように市場不振の場合には、市場不振の挽回策として、理事長あたりは相当そういう点を考へることが予想されるのであります。そういう場合には、今度は大蔵省の方では、これは不健全だといふので介入して行くといふことになつて、大蔵省と取引所、それから証券金融会社との間に、非常に、何といひますか、まあ問題を生ずる危険が多い条文であると思ふのですけれども、たとえば一例をあげて申しますと、市場の動きが激しくなつてくると、この間までは日銀総裁が、今の市場のやり方は行き過ぎだといふような談話を発表してみたりすると、あれなんかは、ああいうことになつてくると、これは金を締めつけてくるんだらうかと思ふのですが、ああいう日銀総裁の談話なんかは特に行き過ぎだ。今の一萬田さんなんか総裁当時、証券取引所の幹部を呼びつけて、そしてあの当時聞いてみたところ、呼びつけて話したわけじゃない、懇談したのだといふ話だつたが、呼びつけていふ。新聞にそれが出ますと、与える影響といふものは、それは決して悪意でもつてやつたのではなくても、波及するところはきわめて大きいと思ふので、従つてこんな厳しい規定を入れておくといふことは、介入の危険をますます大きくするよるに思ふのですが、これに対して、はつきり具体的に、今提出された資料のような具体例があつた場合にはやるけれども、それ以外のときには、これは条文が発動してないものである、こういうことであるかどうか、一つこの際明らかにしておいていただきたいと思ふのです。今

三 前各号に掲げるものの附属品
 四 その他政令で定める物品
 2 この法律で「接取」とは、本邦（政令で定める地域を除く。）内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。
 3 この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。
 一 接取された貴金属等（接取の後に溶解されたものを含む。以下「接取貴金属等」という。）
 二 接取貴金属等のうち連合国占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金
 三 連合国占領軍から接取貴金属等の引渡を受けた者が当該接取貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金
 四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第十九号。以下「代替貴金属に関する法律」という。）第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金（連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等と同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。）

（返還等の処理機関）
 第三条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金属等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。
 （返還の請求）
 第四条 保管貴金属等に対する返還の請求は、この法律の定めるところによらなければならない。
 第五条 その占有に係る貴金属等を接取された者（以下「被接取者」という。）又はその相続人（被接取者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。）で、この法律の施行前に接取貴金属等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該接取貴金属等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接取の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。
 2 被接取者又はその相続人でこの法律の施行前に接取貴金属等の返還を受けたもののうち、当該接取貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

3 被接取者又はその相続人でこの法律の施行前に接取貴金属等の返還を受けたもののうち、代替貴金属等に関する法律第四条の規定により当該接取貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属等に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により匡に納付した金銀を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。
 4 接取貴金属等の所有者（当該接取貴金属等に係る被接取者又はその相続人である者を除く。）は、被接取者又はその相続人が第一項の規定により当該接取貴金属等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内限り、当該接取貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができる。
 5 接取貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接取貴金属等の被接取者が国でない場合には、当該接取貴金属等の被接取者は、第一項の規定にかかわらず、当該接取貴金属等の返還の請求をすることができる。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接取貴金属等の被接取者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接取者又は接取貴金属等の所有者が国である場合には、接取時において当該接取貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第四項までの規定による返還の請求をするものとする。
 （接取貴金属等の認定及び請求の棄却）
 第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接取貴金属等について返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることができる者（以下「権利者」という。）であるかどうかを審査し、権利者であると認めるときは、当該接取貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。
 2 前項の認定（返還請求者が権利者であると認めることを含む。）は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしななければならない。
 3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接取貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。
 一 返還請求者が権利者であると認められないとき。
 二 当該接取貴金属等の種類、形状又は個数（政令で定めるものについては、総重量）を認定することができないとき。
 三 当該接取貴金属等が保管貴金属等のうちでないことが明らかなきとき（当該接取貴金属等が接取の後に溶解された可能性又は

保管貴金属等で第二第三項第二号から第四号までに掲げるもののうち当該接取貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。）
 4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。
 5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接取貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。
 6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
 （認定又は請求の棄却に対する不服の申立）
 第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。
 2 前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。
 3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄

却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならぬ。
(特定する場合の返還)

第八条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定(その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。)に係る接取貴金属等が保管貴金属等のうちで特定する場合には、遅滞なく、これを当該接取貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。
(特定しない場合の返還)

第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接取貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。

一 保管貴金属等のうち第二号第三項第一号に掲げるもの(接取の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く)で第六条第一項の認定に係る接取貴金属等と種類、形状、品位及び重量(第六条第三項第二号の政令で定めるもの)については、種類、形状及び品位)の等しいものがある場合には、当該接取貴金属等に係る権利者に対し、当該接取貴金属等の個数(当該政令で定めるもの)については、総重量。以下この号において同じ。)を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該

保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接取貴金属等の個数に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

二 第六条第一項の認定に係る接取貴金属等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合(次号に規定する場合を除く。)において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの(接取の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。)のうち当該接取貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接取貴金属等に係る権利者に対し、当該接取貴金属等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの(うち最低の品位又は最少の重量のもの)と等しい品位又は最少の重量のもの)とみなして、当該接取貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

三 第六条第一項の認定に係る接取貴金属等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの(うち最低の品位又は最少の重量のもの)と等しい品位又は最少の重量のもの)とみなして、当該接取貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しい権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

四 第六条第一項の認定に係る接取貴金属等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金属等の評価額がその者についての当該接取貴金属等の評価額(前二号の規定により返還を受ける者に係る接取貴金属等については、当該規定による評価額)に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接取貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還す

る。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接取貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接取貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの(うち最低の品位又は最少の重量のもの)と等しい品位又は重量を有するものとみなす。

接取貴金属等	保管貴金属等
金の地金及び製品	<p>一 接取の後に溶解して作られた金の地金</p> <p>二 第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの</p> <p>三 第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被接取者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの</p>
銀の地金及び製品	<p>一 接取の後に溶解して作られた銀の地金</p> <p>二 第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの</p> <p>三 第二条第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接取者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの</p>
白金の地金及び製品	<p>一 接取の後に溶解して作られた白金の地金</p> <p>二 第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの</p> <p>三 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接取者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの</p>
金と銀との合金の地金及び製品	接取の後に溶解して作られた金と銀との合金の地金

白金と金と銀との合金の地金及び製品

接収の後に溶解して作られた白金と金と銀との合金の地金

ルテニウムの地金

第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したのもの

ロジウムの地金

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したのもの

パラジウムの地金

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したのもの

オスミウムの地金

第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したのもの

イリジウムの地金

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したのもの

イリドスミンの地金

第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したのもの

ダイヤモンド

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したのもの

2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができる。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(第五条第二項又は第三項の請求に対する返還)

第十条 大蔵大臣は、第五条第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六条第五項において準用する同条第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならぬ。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

(返還できない保管貴金属等の帰属)

第十一条 前三条の規定により返還することができない保管貴金属等(返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二条の規定により返還することができないものを含む)は、国に帰属する。

(返還の通知)

第十二条 大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

(返還に対する不服の申立)

第十三条 第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 前条の通知があつた日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 第一項の不服の申立は、第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の認定(その認定を変更する第七条第三項の決定を含む)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

(受け取られない保管貴金属等の帰属)

第十四条 権利者が、第十二条の通知を受けた日(前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

(接収貴金属等の二に存した権利)

第十五条 第五項第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九条の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上に存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五項第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に属するものとする。ただし、その対応する部分不明であるときは、その不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有

者に属するものの接取当時の価額に充てるものとする。

(交易営団等の接取貴金属等に関する特例)

第十六条 大蔵大臣は、接取貴金属等について第六条第一項の認定をする場合(同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く)には、当該接取貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者(その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会以下同じ)の所有に属していたものであるかどうかをもあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託により、取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む)。

二 前号の貴金属等のうち、金属配給統制株式会社が、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から、政府の指示に基づき、配給のため取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む)。

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、旧日本占領地域における通貨価値の維持の目的をもつてした政府の指示に基づき、金製品を輸出するため、日本銀行から取得した金の地金(当該地金を溶解したものを及び当該地金による製品を含む)。

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む)。

解したものと及び当該地金による製品を含む)。

五 第五項第一項又は第四項の規定により接取貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接取貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

六 大蔵大臣は、第六条第一項の規定に係る接取貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

七 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定(第六条第二項の規定については、接取貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る)について準用する。

八 第一項各号に掲げる貴金属等で、接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対しては、第八條又は第九條の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

第九條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十一條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十二條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十三條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十四條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十五條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十六條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十七條 国は、第六條第一項の規定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

第十八條から第十條までの規定による返還

第十九條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基づいて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の棄却

二 第七條第三項(第十六條第四項)において準用する場合を含む(又は第十三條第四項の規定による決定)

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條第一項の規定による認定

五 第十七條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

一 法制局長官

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副総裁

六 学識経験者

六人

は、参考人の出頭を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關して必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第二十二條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に關する事務の一部を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(罰則)

第二十三條 第五條の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立をし、又は第十六條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に關する法律

二 接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律(昭和二十七年法律第二百九十八号)

3 代替貴金屬に關する法律第一條の規定により大蔵大臣が連合國占領軍に引き渡した金及び銀の地金のうち、連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二條の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別會計に歸属する。

4 國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 接収貴金屬等の處理に關する法律(昭和三十年法律第 号)の規定により國に歸属した貴金屬等(同法第二條第一項に規定する貴金屬等をいう。以下同じ)及び同法の規定により國に返還された國有の貴金屬等で一般會計に所屬するものは、第二條の規定にかかわらず、國有財産とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たとき(第八條第一項の規定により大蔵大臣に引き継がれた後)においてその必要が生じて所管換又は所屬替されたときを含む)は、その後においてはこの限りでない。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十一條に次の一号を加える。

十四 接収貴金屬等の處理に關すること。
第十七條第一項の表中連合國財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接収貴金屬等 處理審 議會	接収貴金屬等の處理に關する法律(昭和三十年法律第 号)第十九條各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。
---------------------	--

昭和三十年六月二十日印刷

昭和三十年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局